

博士論文・博士後期課程最終試験審査基準

【看護学専攻博士後期課程博士論文審査基準】

区分	項目	審査の観点
A 博士論文内容	論文の水準	1) 学会専門雑誌、またはそれと同等の価値があると研究科委員会にて認定された雑誌に、筆頭著者として原著論文を発表した。
	看護学分野における学術的重要性・妥当性	1) 看護学として重要な知見を有し意義がある。(重要性) 2) 看護学の発展に貢献し、波及効果が期待できる。 3) 看護実践を進展させる有用性がある。(有用性)
	研究計画・方法の妥当性	1) 研究構想や研究目的が明確である。 2) 研究目的を達成するために、研究方法は十分に練られている。 3) 科学的根拠に基づいた研究方法を用いている。
	研究の独創性及び新規性	1) 看護学としての新しい知見を有している。(新規性) 2) 看護学を進展させる新たな可能性を有する。(独創性)
	倫理的配慮	1) 研究方法、対象の選定など倫理的配慮は、法令等に従い、所定の手続き・対策を講じている。 2) 研究倫理審査委員会の承認を得た上で研究活動を行っている。 3) 論文中に剽窃部位は無く、他の論文からの引用も適切な方法によって行われている。
	論旨の明確性、一貫性	1) 論旨は明確で、一貫性がある。 2) 結果に基づき的確に考察している。
B 発表内容	回答内容の適切性	1) 発表や質疑応答の回答内容が適切である。
	発表の適切性	1) 言葉遣いや声の大きさ、抑揚、話すスピード等が適切である。 2) 図表等が示されており、配色や文字の大きさなどがわかりやすい。

【博士後期課程最終試験審査基準】

項目
1. 高度実践看護者として、看護ケアの開発、地域包括ケアシステムの改革を志向する研究実施能力
2. 高度実践看護者として、看護学の知の体系化と発展に寄与する研究の実施能力
3. 高度実践看護者として、質の高い看護教育を展開できる能力
4. 博士後期課程における学びの態度